



# 杉田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定  
令和 5年4月 1日改定

## 目次

- 1 いじめの防止に向けた学校の考え方
- 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処
- 4 重大事態への対処
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

## いじめの定義の変遷

### 昭和61年からの定義

「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。

### 平成6年からの定義

「いじめ」とは「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起った場所は学校の内外を問わない」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

### 平成18年からの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃をうけたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起った場所は学校の内外を問わない。

本校では、文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務(第八条)から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為として、また、違法行為として本校に在校する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから杉田小学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

### ② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### いじめ防止対策推進法では保護者の責務等も記載しています

## 総則 第九条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的の責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

- 
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭 教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。
- 

※ネット機器使用に関する指導と監督、トラブル解決の責任は保護者にあります。ルールやマナーについての家庭教育をお願いします。

以上のことを行なうことを踏まえ、学校として以下のことを行なう。

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

#### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

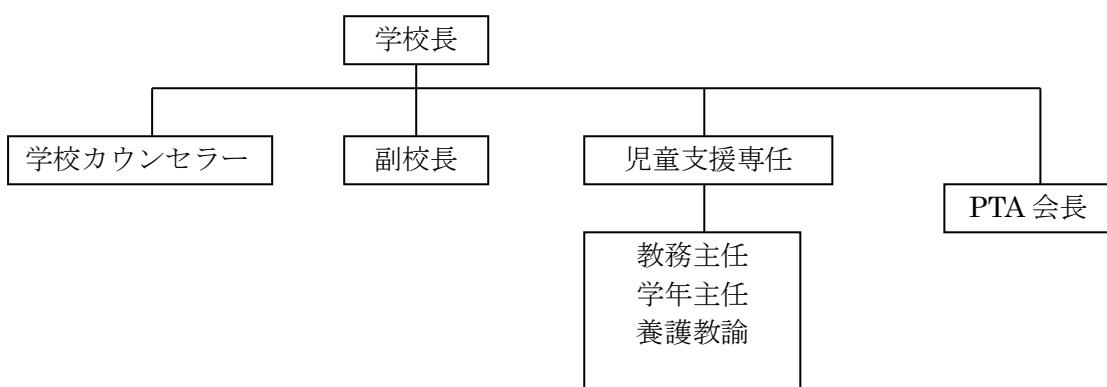
いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集する。この委員会は校長直属の組織に属し、いじめ対策主任を児童支援専任とする。

いじめ防止対策委員会のメンバーは、管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭で構成することとする。また、緊急の対応が迫られる場合は管理職・学年主任・児童支援専任、当該学年で構成することもある。必要に応じて学校カウンセラーや外部専門家(心理・福祉等)の参加を求める。



## ② 委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会は、常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階や緊急の対応が迫れる場合に応じて、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。また、児童支援専任がいじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担・管理の中心となって行う。

## ③ 委員会の活動内容

### ○未然防止

- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害であるととらえて日々の指導や教職員の研修を積む。
- ・いじめを防止にするには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校・地域社会全体で真剣に取り組むために、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童や保護者に周知する。
- ・いじめの相談、通報の窓口の設置をし、いじめの早期発見、事例対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。

### ○早期発見・事案対処

- ・児童支援専任を通報、相談の窓口とし、保護者や地域からの情報や児童の相談内容をいじめ防止対策委員会や全教職員で把握する。
- ・いじめの早期発見、事例対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有する。
- ・毎月の「いじめ防止対策委員会」及び日常における子どもに関する情報交換において、個々の児童の情報を全職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート(YPアセスメントやいじめ解決一斉アンケート等)を行う。結果や子どもの実態に合わせ、児童支援専任が中心となり、児童指導部や人権教育部と連携して指導・支援に当たる。また、「いじめ防止対策委員会」にて共有化を図る。
- ・学校カウンセラーに児童を観察してもらい、アドバイスを受け、児童理解の参考にする。
- ・いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、児童支援専任がコーディネーターとなり、管理職に報告、連絡、相談を行い、いじめ防止対策委員会の組織で対応していく。
- ・重大事態が起こった場合も同様に、この組織をもって調査を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・修正に努める。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて、組織や取組等の見直しを行う。(P D C Aサイクル) 必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針に基づいて見直しを行う。

---

### いじめの態様を次のように分けています

---

- 1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいなことをされる。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### 取組の年間計画

4月	児童引き継ぎ いじめ防止対策委員会 杉田小学校基本方針の共有 児童理解研修
5月	いじめ防止対策委員会 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート)
6月	いじめ防止対策委員会 Y-Pアセスメント記入①
7・8月	いじめ防止対策委員会 職員研修 小中ブロック子ども会議
9月	いじめ防止対策委員会 横浜子ども会議
10月	いじめ防止対策委員会 Y-Pアセスメント記入② 小中連携児童生徒交流会
11月	いじめ防止対策委員会
12月	いじめ防止対策委員会 人権週間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート）
1月	いじめ防止対策委員会 基本方針の見直し
2月	いじめ防止対策委員会
3月	いじめ防止対策委員会 幼保小連携情報交換会

※必要に応じて、臨時にいじめ防止対

策委員会を開催する。

#### いじめ発見のフローチャート

##### 担任の観察

・授業での様子
・休み時間の様子
・児童同士のかかわりの様子

↓↓

##### 担任以外の観察

専科の授業での様子	学年研での情報交換
児童支援専任の観察	職員会議での情報交換
管理職による観察	アンケートの記載
カウンセラーの観察	

↓↓

##### 情報共有

いじめ防止対策委員会での情報共有
学年研での情報共有職員会議での情報共有
児童支援専任への報告・相談

## ① いじめの未然防止

### 一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようとする

- ① 日頃より児童との関わりを密にすることによる、情報収集の徹底
- ② 児童の主体的な取組の支援
- ③ 授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ④ 友達を大切にする心を培う遠足、宿泊学習等の体験
- ⑤ 道徳教育の推進
- ⑥ 人権教育の推進
- ⑦ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

## ② いじめの早期発見

- ① 定期的なアンケート調査の実施（6月・10月）
- ② 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（5月）
- ③ いじめ解決一斉キャンペーンの実施（毎年12月）
- ④ 教育相談の実施（毎月）
- ⑤ 個人面談の実施（7月・12月）
- ⑥ インターネットを通じたいじめの対処と情報モラル教育（5・6年）
- ⑦ いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりと報告
- ⑧ いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ⑨ 保護者、地域、関係機関との連携
- ⑩ いじめ防止対策委員会の毎月の開催
- ⑪ いじめ案件の教育委員会への報告

## ③ いじめに対する措置

- ① 「学校いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応決定、記録
- ② 被害者児童及び保護者への支援
- ③ 加害者児童及び保護者への支援
- ④ 児童全体への指導・支援と再発防止のための対策
- ⑤ 保護者の協力・警察署等関係機関との連携

## ④ いじめの解消

いじめが解消されている状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じないこと

いじめの解消に至るための取組として以下を行う。

- ・被害児童及び保護者から心情を聞く
- ・複数の教員に目による状態チェック、報告及び情報交換の実施

## ⑤ 教職員への研修

- いじめを見逃さない、教職員の子どもを見る目と心を養う
- ・いじめに関する研修を開く。
  - ・特別支援教育(ユニバーサルデザイン、自閉症スペクトラム等)に関する研修を実施し理解を深める。
  - ・学級づくりや児童理解など研修会で得た情報を発信し、全教職員で研修の成果を共有する。

## ⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・学校運営協議会でのいじめ防止基本方針児への助言を求める。
- ・授業参観・公開授業での児童の様子、教員の対応の様子について意見を求める。
- ・いじめ報告書の件数報告に対する情報交換を行う。

# 4 重大事態への対処

## ① 重大事態の定義

重大事態の発生により調査を行った場合、いじめを受けた児童及びその保護者にて適切に事実関係等の必要な情報を提供する。

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」(同項第2号)とされている。

### 「重大事態」とは

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えばの想定は、
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

## ② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

# 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。